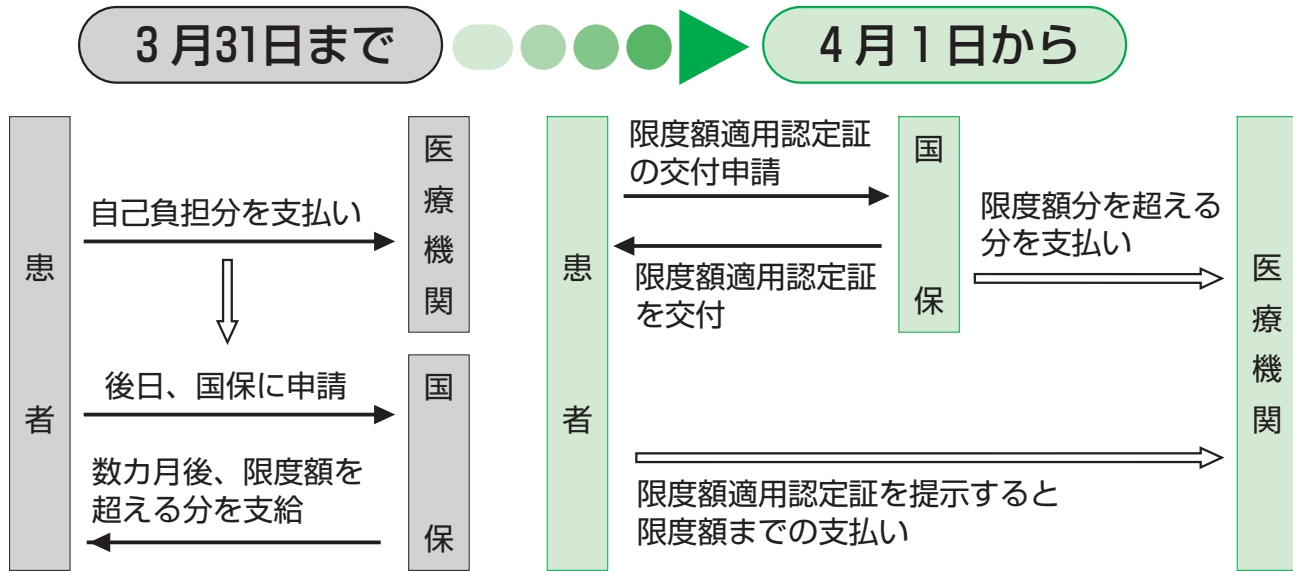


入院時の支払いは **平成19年4月1日から** 自己負担限度額までとなります。

4月1日から、70歳未満の人が入院したときの医療機関の窓口での支払いは、自己負担限度額までとなります。



※外来や複数の医療機関への支払いで自己負担限度額を超える場合は、これまでどおり後から申請して支給を受ける形になります。

医療機関窓口で提示するもの

所得区分	平成19年3月まで	平成19年4月から
上位所得者（世帯に属するすべての国保被保険者の合計所得が600万円以上の人）	保険証	保険証 限度額適用認定証
一般（上位所得者以外の住民税課税世帯）	保険証	保険証 限度額適用認定証
住民税非課税世帯	保険証 標準負担額減額認定証	保険証 限度額適用・標準負担額減額認定証

(注) 保険税の滞納のない世帯だけに認定証が交付されます。

国保に関する 申込・問合せ先

- 市民課国保年金係 ☎32-1111
各支所国保年金係
- 三角支所 ☎53-1111
 - 不知火支所 ☎33-1111
 - 小川支所 ☎43-1111
 - 豊野支所 ☎45-2111

出産育児一時金受領委任払制度が始まります

平成19年4月1日からは、宇城市国民健康保険被保険者が出産した時、市から出産育児一時金として、35万円が支給されますが、それを市から直接病院へ支払うことで、分娩費と出産育児一時金との差額だけを支払うだけで済むことになります。



手続きはどうすればいいの？

- 1 市民課窓口で出産育児一時金受領委任払いに関する手続きを行ない、出産育児一時金受領委任払承認申請書の交付を受けます。
- 2 病院に承認申請書を提出し、同意を得たら（記名・押印が必要です）、
 - ・母子手帳（出産予定日が確認できるもの）
 - ・宇城市国民健康保険被保険者証または写し
 を添えて、承認申請書を市民課または、各支所に提出します。
 ※下記の条件にご注意ください！
 - ・市への承認申請書の提出は出産予定日の1カ月以内であること
 - ・社会保険などから出産費の支給を受ける予定がないこと
 - ・出産者が出産時点で宇城市国民健康保険被保険者であること
 - ・国民健康保険税の滞納がないこと
- 3 市から承認・不承認の通知を受けたら下記のとおり手続きをしてください。
 - ・「不承認通知」の場合…出産後、出産育児一時金の支給手続きをしてください。
 - ・「承認通知」の場合…出産育児一時金支給申請書に必要事項を記入・押印後、病院窓口へ提出します。支給申請書はその後、病院から市民課へ提出され、手続きは完了となります。
- 4 受領委任払支給決定通知書を、申請者と病院に通知しますのでご確認ください。

(注) 出産費用が35万円未満の場合は出産費用の差額分を申請者に支給します。
 (注) 帝王切開で出産した場合は保険診療となるため後日、別途手続きが必要となります。
 (注) 郵送で手続きができます。